

# 札幌市立栄緑小学校 いじめ防止対策基本方針

令和8年4月2日改訂

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷付けるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

そこで本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的に行うために「札幌市立栄緑小学校いじめ対策基本方針」を定めることとする。

## 1. いじめ防止の基本的な考え方

いじめの定義（いじめ防止法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題に取り組むにあたって、日常的に「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。

本校でもいじめ防止を講じることとし、さらに教職員がもつべき基本的な認識として以下の点をを確認する。

- 1 いじめは、どの児童にも起こりうる。（被害者にも、加害者にもなりうる）
- 2 いじめは、教師や保護者の目の届かないところで行われることが多く発見しにくい。
- 3 いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- 4 いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- 5 いじめは、学校・家庭・地域社会等、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2. いじめ防止等の取組

### （1）子どもの権利条約の理念を踏まえた取組

- ① 全校児童一人一人が、「いじめ」について考える学級活動や児童会活動を行う。
- ② 「いじめは絶対に許さない。」「いじめられている側に立って考える」という基本姿勢のもと、学級における言語環境や規律、児童同士の人間関係のあり方について等、発達段階を考慮に入れて適切に指導する。

### （2）いじめの未然防止の取組

- ① 「いじめ」についての理解を深める
  - ・「何がいじめなのか」といういじめに対する認識を共通理解する。
  - ・道徳や学級活動の時間を通して「いじめられている児童」の気持ちを理解し、寄り添う態度を育む。

## ② 豊かな心の育成

- ・学校・学級のルールを守り、人の気持ちを考えて行動することが、気持ちよく生活していくことにつながることを指導し、規範意識を育てる。
- ・本校の「いきいきグリーンタイム」による異学年交流はピア・サポートに繋がる取組である。この活動を通じて互いを認め、支え合う気持ちを育んでいく。
- ・「挨拶運動」「場に応じた言葉遣い」など、心の通じ合うコミュニケーション能力の育成を図る。

## ③ 児童の主体的な活動を推進し、自己肯定感、自己有用感を育む

- ・「学び合い」のある授業づくりに取り組む。
- ・「いきいきグリーンタイム」「委員会活動」などの児童会活動を通じて、一人一人の子どもが役割意識をもち、協力して取り組むことの大切さを理解させる。
- ・行事、児童活動などの取組の中で、互いのよさを認め合う場を設定する。

## ④ 家庭・地域との連携によっていじめの未然防止に取り組む

- ・日常的に保護者と情報交換をし、児童への接し方、言葉がけなどの共通理解を図る。
- ・中学校区青少年健全育成委員会、スクールゾーン実行委員会などに児童への見守り、声かけなどを依頼する。

## ⑤ ネットいじめの未然防止

学校での情報モラル教育だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠である。家庭と学校が連携して指導に当たることが大切である。

### 【家庭との共通理解】

- ・パソコンやスマホ等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、危険から身を守るためのルール作りを行うこと。
- ・ネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

### 【児童に指導していくこと】

- ・発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ・書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害等の犯罪につながる可能性があること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること

## (3) いじめの早期発見、早期対応

### 【早期発見】

#### ○教職員がいじめを積極的に認知する

- ・「いじめは見付けにくい。」「いじめはどこにでも起きる。」という認識のもと、児童が発する小さなサインに気付くようにする。
- ・日常的な観察、声かけによって、児童の変容を見出すことが重要である。
- ・声をかけた児童が大丈夫というサインを送ってきても、他の教職員と情報を共有し兆候がないかを確認する。

#### ○アンケートや教育相談の計画的な推進

- ・学期ごとに児童アンケートを実施する。学校独自の児童アンケートには、いじめに関連する項目を設定する。11月には、教育委員会によるアンケートを実施する。これらのアンケートによって早期発見に努める。その結果を分析し、教育相談が必要と思われる児童には、担任を通じて実態の聞き取り、いじめの解消にむけての取組をする。

【早期対応】

○正確な事実関係の確認をする

- ・いじめを発見したら、その場で指導し、止めさせる。
- ・児童、保護者、地域からのいじめの苦情相談には真摯な態度で傾聴する。
- ・周囲の児童からも速やかに情報収集する。
- ・時刻や聞き取り内容を記録する。
- ・学年主任から管理職（教頭・校長）に報告する。

○いじめ対策委員会の招集、方針の決定

- ・いじめ対策委員会を招集する。役割分担をする。
- ・指導方針の決定をする。
- ・全教職員でいじめ事案についての共通理解をする。（集会、職員会議等）
- ・教育委員会と連携する。

① 児童への指導

- ・被害児童へ寄り添い、心のケアをする。休み時間などの見守りを実施する。
- ・加害児童へはいじめを直ちに止めさせるとともに、いじめに至った動機等を聞き取り、いじめに向かわせない指導をする。

② 保護者との連携

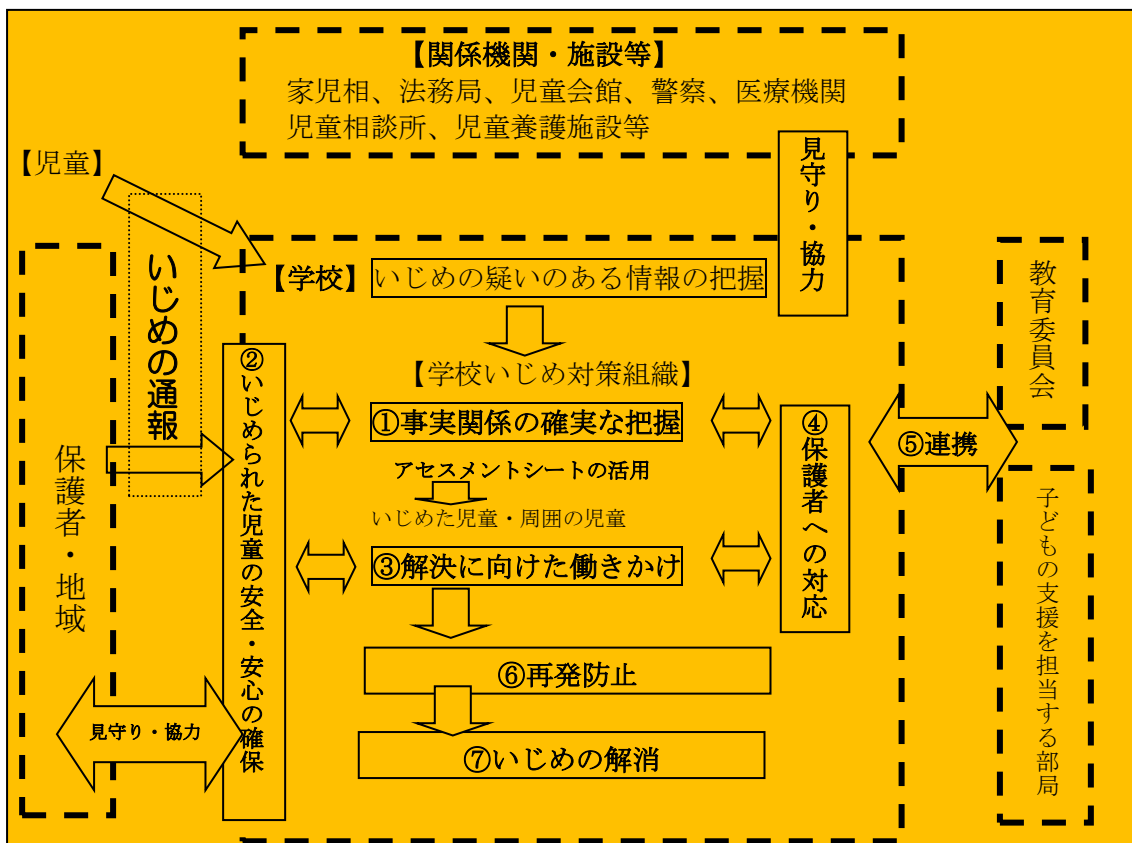
- ・保護者に会って、その日のうちにいじめの実態、指導の結果などを伝える。
- ・いじめの背景を共有し、再発防止へ協力を要請する。

③ 再発防止

- ・指導体制の修正をする。（担任補助の設置など）
- ・被害児童、保護者の了承を得て、再発防止の学級・学年指導を行う。

(4) いじめ対処の流れ

児童のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止対策推進法第 23 条 1 項に規定されている通り、学校組織により次の 1～7 の対処を速やかに行う。



### ① 事実関係の確実な把握

- ・教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシート（別添1、別添2）を活用する。
- ・アセスメントシートについては、児童の進級・進学、転学にあたって次の学年・学校に引継ぎ指導や支援につなげることを徹底する。
- ・聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- ・関係する全ての児童に対して聴き取りを行う。
- ・集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。
- ・他校の児童との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- ・起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報し、適切な援助を求める。

《教育委員会または学校が適切な援助を求める場面として考えられる具体例》

	例
暴行	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
傷害	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて怪我をさせる。
恐喝	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたりオンラインゲームのアイテムを購入させたりする。
器物破壊等	○他人の所持品をわざと傷つけたり壊したりする。
強要	○度胸試しやゲームと称して無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
名誉棄損、侮辱	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を上げて、身体的特徴を指摘し、悪口を書く。

### ② いじめられた児童の安全・安心を確保

- ・いじめられた児童から事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝える等、自尊心を損なうことがないように配慮する。
- ・児童が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、養護教諭やスクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- ・いじめられた児童に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。
- ・見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、児童が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。

### ③ いじめた児童への解決に向けた働きかけ

#### 【いじめた児童への指導・対応】

- ・いじめたという事実に留まらず、児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- ・いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- ・いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- ・教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

### 【周りの児童への指導】

- ・いじめられた児童の心の苦しみを理解させる。
- ・はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- ・いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを活用する。

### ④ 保護者への対応

- ・いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに直接会い、把握した事実関係を迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。
- ・いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

### ⑤ 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- ・児童に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、対応について教育委員会と協議する。
- ・犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の児童が育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- ・塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

### ※ いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある。

- (1) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

- ・いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を日常的に注意深く観察する必要がある。
- ・いじめの被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- ・児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- ・いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

## ⑥ 再発防止

- ・児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。

## ⑦ 評価

- ・学校いじめ防止基本方針は、P D C A サイクルに基づいて定期的に評価し、見直しを図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組に関する項目を必ず位置付ける。
- ・学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげる。

## (5) 重大事態への対応

本校においていじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生防止に努める。

### 【重大事態とは】

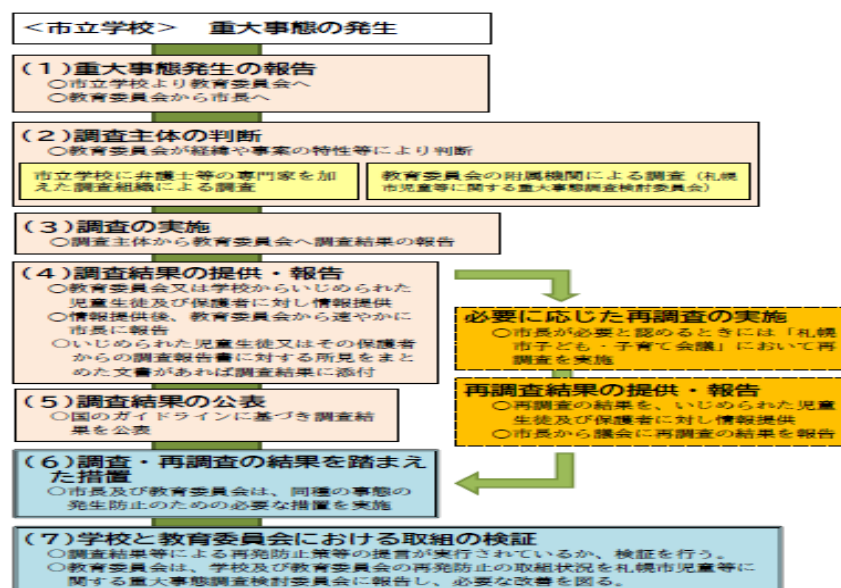
(ア) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害があると認められる時は次のケースなどが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障がいを負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安とする。児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

### いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー



## 【重大事態への対応】

### ① 重大事態発生の報告

- ・学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

### ② 調査主体の判断

- ・教育委員会が発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた児童または保護者の申し立てなどを踏まえ、学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。

### ③ 調査の実施

#### ・調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の発生の防止を図る。

#### ・調査の開始

重大事態の調査を行うことは、児童の以降の生活等に影響を与えることが考えられるため、調査方法等について、事前に当該児童及び保護者に説明する。

#### ・調査の方法

いじめられた児童から十分聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行う。聞き取りが不可能な場合は、迅速に当該児童の保護者と協議し、保護者の要望・意見を聴取したうえで調査に着手する。

### ④ 調査結果の提供・報告

調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童及びその保護者に対して、適切な方法で情報を提供する。

教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童又は保護者から調査報告書に対する所見をまとめた文書が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

### ⑤ 調査結果の公表

調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき判断する。

### ⑥ 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

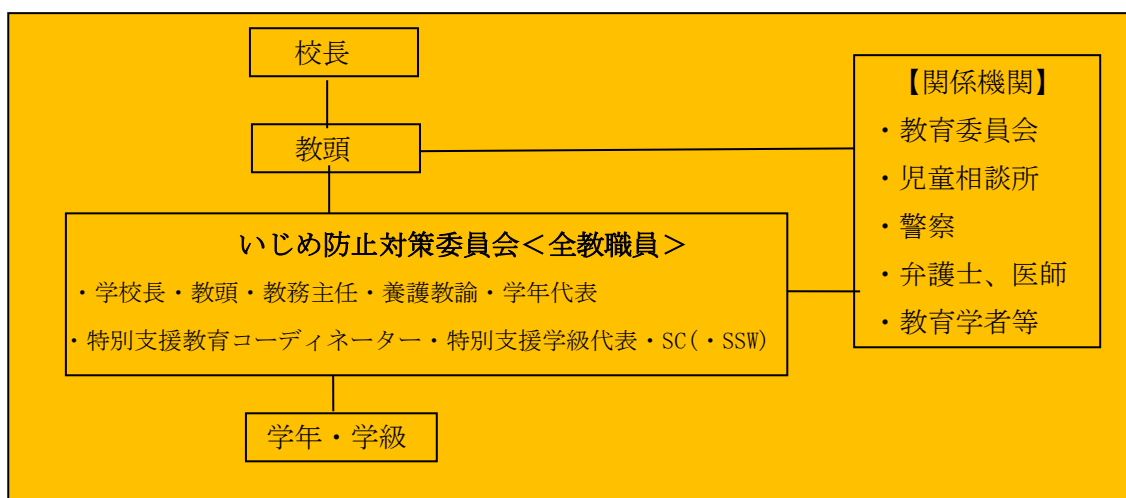
市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態との同種の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

### ⑦ 学校と教育委員会における取組の検証

重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告する。

### 3. いじめ対策組織

いじめに対して、全教職員で対応するために次のように組織を整備し、いじめ対策委員会が中心となって、いじめ防止等に取り組む。



#### ① 構成員（定例会）

- ・ 学校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
- ・ 学年代表・特別支援学級代表・SC・(SSW)

※構成員全員の参加を基本とする。但し、不在者が発生した場合は、構成員の2/3以上の参加があり、校長・教頭が共に出席できる場合に限り開催を可能とする。欠席者には後日検討内容を伝達するとともに、必要に応じて意見を求める。

#### 構成員（対応時）

- ・ 学校長・教頭・教務主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター
- ・ 学年主任・特別支援学級代表・SC・関係学年担任・(SSW)

※いじめの疑いを把握した場合、速やかに対応する必要があることから、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その後、定例の会議で再度確認する。また、参加できなかった者については、会議日以外に意見を求め集約する。校長不在時には教頭の監督の下、いじめに係る対応する。また、その対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。

## ② 活動内容および日程

- ・「いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施。年間計画の作成と実行、検証および改善を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急に会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への事実関係の聴取を行う。また、指導や支援体制、対応方針を決定したり関係する保護者と連携を図ったりといった対応を組織的に実施する。

### 【日程】

4月	2日(水)	定例会①	→	6日(月)	全体で周知
5月	12日(火)	全体会②			SC
6月	16日(火)	全体会③			SC
7月	14日(火)	全体会④			SC ※いじめについて(5年児童へ出前授業)
8月	25日(火)	全体会⑤			SC欠席
9月	15日(火)	全体会⑥			SC ※自殺予防について(6年児童へ出前授業)
10月	13日(火)	全体会⑦			SC
11月	17日(火)	全体会⑧			SC
12月	11日(火)	全体会⑨			SC
1月	26日(火)	全体会⑩			SC
2月	16日(火)	全体会⑪			SC
3月	16日(火)	全体会⑫			SC

※定例会は4月6日以降、基本、全教職員で開催し、周知する。SCやSSWもお呼びし、助言をいただく。

※校内で起きた事案の重大性、緊急性に応じて、適宜「いじめ対策委員会」を招集し解決を図る。その際は、事案に応じて必要な委員会メンバーに加え、その他の教職員を追加招集するものとする。

令和8年度

スクールカウンセラーは、石田 容士(いしだ やすし)さん

スクールソーシャルワーカーは、佐々木 小百合(ささき さゆり)さん

#### 4. いじめ防止に対する年間計画

月	いじめ対策委員会等	未然防止	早期発見	保護者・地域との連携
4	定例会① 全体会① 学びの支援全体会	登校指導 あいさつ週間 人権教育(2～6年)	身体測定	学校教育説明会 個人懇談
5	全体会② 子ども語る全体会①	学級活動		
6	全体会③	人権教育(1年)		
7	全体会④	ネットモラル授業 SCによる授業	児童アンケート (いじめアンケ)	スクールゾーン 実行委員会
8	命の大切さを見つめる月間 全体会⑤	登校指導		
9	全体会⑥ 子ども理解に関わる 研修会			
10	全体会⑦ 子どもを語る全体会②	いきグリハイキング	身体測定	個人懇談 学校関係者評価 委員会
11	全体会⑧		悩みといじめに 関するアンケート (教育委員会)	
12	全体会⑨			スクールゾーン 実行委員会 教育相談
1 2	全体会⑩ 全体会⑪ 子どもを語る全体会③	登校指導 SCによる授業	児童アンケート (いじめアンケ)	保護者アンケート 学校関係者評価 委員会
3	全体会⑫			学校教育説明会
通 年	職員会議での情報交流 スクールカウンセラー との連携	道徳教育の充実 いきいきグリーン タイム (異学年交流)	児童理解と 人間関係の構築	